

東京大学ディベロップメントオフィス内規

令和6年5月23日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学ディベロップメントオフィス（以下「オフィス」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 オフィスは、卒業生を含むステークホルダーとの連携により、本学の財政基盤を長期的に支え、教育研究活動に資する基金をはじめとする自主財源の拡大を推進する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 個人及び国内外の企業その他の団体への渉外活動に関すること。
- (2) 東京大学基金に関すること。
- (3) 教職員、卒業生その他の関係者への寄付文化の醸成に関すること。
- (4) 卒業生並びに同窓会、クラス会及び周年会との連携事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 東京大学校友会に関すること。
- (6) その他渉外活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 オフィスに、オフィス長、副オフィス長及びオフィス員を置く。

2 オフィス長は、オフィスに前条の業務に係る特定の事項を処理させるためのユニットその他の組織を置くことができる。

(オフィス長)

第4条 オフィス長は、理事、副学長又は執行役のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 オフィス長は、オフィスの業務を総括する。

(副オフィス長)

第5条 副オフィス長は、本学の教職員のうちからオフィス長が指名する者をもって充てる。

2 副オフィス長は、オフィス長を補佐する。

(オフィス員)

第6条 オフィス員は、オフィス長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第7条 オフィスの事務は、本部社会連携企画課及び渉外課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、オフィスの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和6年6月1日から実施する。